

## 令和2年度 第7回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和2年10月9日(金) 午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (27人)  
会長 15番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
4番	金信正明	委員	5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員
7番	河野正人	委員	8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員
10番	衣笠健一郎	委員	11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員
13番	筏津純一	委員	14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員
17番	原田明宏	委員	18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員

### 農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	小谷義則	委員	鳥飼 巧	委員

4 欠席委員 (1人)  
林 修二 委員

### 5 議事日程

第1 開会  
第2 会長あいさつ  
第3 議事録署名人の決定  
第4 連絡・報告事項  
第5 議事  
議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第36号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について  
議案第37号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第38号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について  
議案第39号 農用地利用配分計画について  
第6 その他  
第7 閉会

### 6 農業委員会事務局職員

局長	森石 学
主幹	石賀 康一
主任	宮本 哲博

### 7 会議の概要

#### (1) 開 会

事務局 只今より、令和2年度第7回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、本日の議事録署名人は7番河野委員、8番福井委員をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 林推進委員が欠席です。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 それでは本日の連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和2年度第7回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

## (5) 議 事

議 長 それでは(5)本日の議事について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり3件の申請でございます。番号1は交換による所有権移転、番号2につきましては売買による所有権移転、番号3は賃借権の設定で下限面積につきましては備考欄に記載のとおりです。許可要件を満たしていると考えております。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案の4ページのとおり5件の申請がございましたが、番号4は取り下げとなりました。番号1につきましては、一般住宅の建築でございます。都市計画用途地域の第1種居住地域に指定されておりました、第3種農地に該当します。原則許可でございます。番号2につきましては、駐車場の整備でございます。第3種農地に該当します。原則許可です。番号3につきましては農機具倉庫、資材置場の整備でございます。農地区分は農業振興地域の農用地区域内農地に該当します。許可根拠は農用地利用計画指定用途でございます。本申請書は農用地利用計画書、農業振興地域整備計画書の中で農業用施設用地として指定された農地です。指定された用途への転用ということでございます。番号5につきましては一時転用により営農型太陽光発電を行うものでございます。農地区分は農用地区域内農地で、許可根拠は一時転用でございます。

続いて議案第36号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてですが、6ページのとおり〇〇で1件申請がございました。20年以上非農地状態が認められるものでございます。

議案第37号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案の9ページから19ページのとおり30件の利用権設定の申し出がございます。

議案第38号 倉吉農業振興地域整備計画の変更については23ページのとおり1件除外の協議が出ております。

最後に、議案第39号 農用地利用配分計画については34ページから39ページのとおり4件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。本日の農地法第3条の規定による許可申請につきましては該当委員に係る案件がございますので、全体を審議する前に該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。2ページ番号1番は、田倉推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(田倉委員 退席)

議長 この件に関しましてご質問ございませんか。はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。渡人の〇〇さんは親族なんですか、退席した田倉委員と。

議長 〇〇〇さんはお父さんになります。よろしいですか、その他ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、採決を求めます。ただ今の田倉推進委員に係る案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、異議なしということでございますので、田倉委員の入場を求めます。

(田倉委員 入場・着席)

議長 ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたのでご報告いたします。その他の案件につきまして、皆さんの質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮り致します。本件につきましては、本日、午前11時より当番委員であります船越委員、田倉委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地調査に行っておりますので、代表して田倉委員より報告をお願い致します。

田倉推進委員 先程会長が言われました6名で11時から参りまして、何ら問題はないということでした。

議 長 はい、ありがとうございました。ただ今報告のとおり何ら問題はないということでございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、農業委員の方の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第35号については承認と致します。

議案第36号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第36号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員の皆さんにお諮り致します。本件につきましても先程同様、11時より現地調査をしておりますので、同じく代表して田倉委員より報告をお願い致します。

田倉推進委員 ○○の件につきましても問題がないということで報告させていただきます。

議 長 はい、ただ今報告がありました○○の件でございますが、空き家でございますけれども何ら問題ないということでございますので皆さんの質疑を求めます。はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。申請人の○○さんは娘さんか誰か、親族の方ですか。

議 長 事務局説明をお願いします。

事務局 ○○さんの相続人が○○○○○さんです。

議 長 その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら農業委員の皆さまの賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第37号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第37号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致します。本日の農用地利用集積計画書(案)の利用権設定各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に、該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということで進行をさせていただきます。9ページ番号1番から11ページの番号6番までは、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、藤井委員に代わります。

(議長 交代)

6 番 それでは、15番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番 それでは、山脇委員が退席しましたので9ページの番号1番から11ページの番号6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページ番号1番、〇〇の3筆の水田です。面積が5,181㎡で以下記載のとおりでございます。そのほか11ページの6番まで、合計致しまして14筆、24,984㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

6 番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番 山脇委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議長 以上で該当する出席委員の案件につきましては審議が終わりましたので、続きましてその他の案件について審議を行います。事務局、説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表、田、畑、樹園地の合計は130,922㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては9ページから19ページ記載のとおりでございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては20ページ、21ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 ただ今説明がございました。皆さまの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、採決を求めます。異議のない方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認と致します。

#### 議案第38号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議長 続きまして議案第38号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてお諮り致します。それでは事務局、説明をお願い致します。

事務局 議案の23ページからでございます。1件の除外の協議が出ております。まず24ページからご説明させていただきます。除外の理由等につきましては資料に記載のとおりでございますが、事業者は、近隣で歯科技工所を経営しておりまして新たな社屋の建設に伴って駐車場が不足するということで、本協議地を駐車場として整備する計画でございます。協議地の概要等は以下に記載のとおりです。関係機関との調整状況は25ページの5番、6番に記載しております。市町村長の考え方につきましては26ページ別紙のとおりでございます。それ以降に図面等がついておりますので、ご確認いただければと思います。それから23ページに戻っていただきまして、協議内容を農地区分及び許可基準

に当てはめますと、農地区分につきましては管理設道路の沿道の区域ということで第3種農地と判断しております。原則許可でございます。農振除外の5要件を満たしておりますし、許可見込み及び転用見込みありで認められる事案と考えております。以上でございます。

議 長 はい、ただ今振興地域整備計画の変更について説明がございました。皆様のご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の議案第38号につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので議案第38号につきましては承認とさせていただきます。

#### 議案第39号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして32ページ、議案第39号 農用地利用配分計画について皆様にお諮り致します。ただしこの件につきましては該当委員に係る案件がございますので、先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしということでございますので進行をさせていただきます。34ページ番号2番は、18番 数馬委員に係る案件でございますので数馬委員の退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは事務局お願いします。

事務局 34ページ番号2番でございます。権利設定を受ける者、数馬豊。権利設定をする農用地につきましては記載のとおり5筆の3, 664㎡で賃借権です。以下記載のとおりであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 ただ今、数馬委員の案件につきまして説明がございました。皆様のご質問ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございました。異議なしということで認めますので数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議長 ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたのでご報告いたします。それでは引き続いて審議がございますので事務局より説明をお願いします。

事務局 34ページでございます。利用配分計画各筆明細につきましては34ページから39ページまで記載のとおりでございます。農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等につきましては40ページから41ページ記載のとおりでございます。以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長 全体につきまして皆さんのご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、異議のない方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員異議なしということで承認されましたので報告致します。

## (6) その他

議長 続きまして、日程(6)その他の項に入らせていただきます。まず始めに倉吉市総合計画審議会委員の決定についてお諮り致しますが、任期が令和3年の3月までということでございますのでこちらの方で協議した結果、総合計画審議会委員を1番の早田委員にお願いをさせていただきましたので、皆さまのご承認をお願いしたいと思います。長年、倉吉市の建設部に勤務されておりました、よくわかるんじゃないかと思ひまして、早田委員にお願いをするところでございます。よろしいですか。

(異議なし)

議長 皆さん異議なしということでございますので、それでは早田委員、よろしく申し上げます。それでは別冊の方にいきます。その他の報告連絡事項をご覧ください。農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、宮本主任。耕作届の受理について、2つ続けて申し上げます。

事務局 別冊の2ページの(1)でございます。こちらは県の発注する工事に伴う一



時転用の届出でございます。転用目的は国道313号道路改良工事に伴う、埋分発掘調査の掘削土の仮置場として使用するものでございます。転用期間、届出地については以下記載のとおりです。

続いて3ページの(2)でございます。こちらは県の発注する工事に伴う土砂の仮置場、資材置場等として使用するものです。

4ページ(3)です。県の発注工事に伴う現場事務所、資材置場として使用するものです。

5ページの耕作届の受理についてでございます。届出地は〇〇〇、〇〇〇地内の山林原野で、現況は芝生が植えられておりまして畑として長年管理されているものでございます。以上でございます。

議 長           はい、それでは続いてあっせんについて。

事務局           7ページからでございます。あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。相談者は〇〇の方で、7筆の農地の売買もしくは賃貸借のあっせんのご相談でございました。あっせん委員の選任についてお願いします。位置図は8ページに記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長           はい、筏津委員。

13番           今の案件ですけれども、〇〇の〇〇〇の畑2, 726㎡、今ハウスがあって、新規就農者の方に来年耕作してもらおう準備をしています。あとの水田は会長も知ってますように耕作ができません。機械も入らんし、この地域一帯全部こういうふうになってまして、耕作全くできませんので売買も賃貸もできません。そういうふうに本人に言ってありますんで、よろしくお願いします。

議 長           私もよくこの通りは通って見ておりますので、ほとんど湿田状態で耕作するような水田にはなっておりません。もう草が生えちゃってですね、トラクターも入れば沈むような田んぼですので、筏津委員が言われたように売買も賃貸借もできないと思っております。もうどうしようもないかなと。はい、美田委員どうぞ。

19番           前回の任期の時に、ここなんとかしないといけんなどということで話を持ちかけたんですけど、若い人もなんかもう向かって来られんというか。再生して、なんとかせないかんとか、そういうふうな気運が盛り上がってこんというのが今の現状です。地域にそういう熱がないのが残念な結果だと思います。以上です。

議 長           全体見ても、この谷の水田は良いところが少ないというふうに見ております。ちょっと難しいなと思っております。ここは改良するしかないなと。水を抜くようなかたちでね。

19番           もう一つの下の地図の畑の方は。

13番           ゴズボ畑で、それもできません。

議 長           はい、わかりました。あっせん委員は、ハウスの方は筏津委員お願いします。

議 長 続きまして、活動の状況について報告をお願いします。まず1番を涌嶋委員。

涌嶋推進委員 その件につきましては相談者の娘さん、〇〇〇さんから取り下げの電話がありましたので報告します。

議 長 はい。これは個人的に向こうの方で話し合いをするということで、農業委員会の方には取り下げがございました。2番目の〇〇さんの件につきましては、田倉委員。

田倉推進委員 はい。この〇〇さんが貸しておられました最終耕作者が〇〇〇〇さんという方でごさいます。この方とお話をしました。現在、畑にスイカのトンネルが7つ、50メートルの長さのものが残っている。半分は片付けたけど、まだ残っているものがあるということと、それからビニールが軽トラ2、3台分ためてある。これについても順次片付けていきたいという希望はおっしゃいましたけれども、わずか1人しかおられませんで本人も病気がちなものですから、なかなか手が付けられない状況のごさいます。ただし、意思はあると言われるのですが、ちょっと疑問なところもあります。補助がないと、とてもできる状況じゃないのかなど。これからも、ちょっと相談にのりつつ話をしていきたいというふうに考えております。

議 長 スイカ作ったのは何年前くらいまで。

田倉推進委員 3年くらい前までです。

議 長 それで、スイカの跡がトンネルも骨も残っとる。

田倉推進委員 骨が残っとる。50メートルが7本。ビニールは上は剥ぐってあるけど、下はまだ残っている。

議 長 ということは、補助金だったら、他の人が誰か借りて、これを再生するしか補助金は出ないということです。

新規か誰かが借りるとか。その方が申請して鉄骨を持って逃げたり、ビニールもしやけて、草も刈って、きれいに元の耕作できるようにする場合、申請があつて、調査に行つて1万円から3万円のうちの2万円に該当するのか、3万円に該当するのか調査員が決定するわけです。はい、美田委員どうぞ。

19番 19番 美田ですけれども。〇〇〇〇さんはちゃんと今契約しているの。

田倉推進委員 正式契約はしておられません。

19番 そういう場合はどうなるの。

議 長 これ、誰が今度作る。

田倉推進委員 そこまでは話してない。〇〇さんは片付けるのが本来の義務ということで、意味は分かるんですけどなかなかそれが。

議 長 ○○さんが辞めて撤退して、○○○○さんから他の人が賃貸借で借りて、ちゃんと、新規に3年なら3年で契約されて、助成金を申請されれば可能です。

田倉推進委員 わかりました。ただ、現状を見るとそこまでして使おうという人はおられないと。

議 長 ということは、自分で始末するしかないですよ。

田倉推進委員 自分、っちゅうのは。

議 長 今作っている人、所有者は関係ないです。所有者は、返すんだったらきれいにして返してくださいっっちゅうのが本当の姿です。○○さんはそれを言えるわけです。あんたが借りて作っただけ、きれいにして返してなって。耕作者は必ずきれいにして地主に返すのは当然です。そういうことですので、そのように伝えてください。

田倉推進委員 はい。

議 長 次の3番ですね、山下委員ですか。

1 2番 1 2番 山下です。この3番なんですが、地番は1つになってますけど筆は2枚に分かれております。近隣の皆さんに相談するんですけど、小さい田んぼをもう返して、3反程度の窪を探している状態なので小さいのはよう作らんとということなので、現在のところありません。

○○さんなんですけど、電話すると見つかったかと思って安心するので見つかるまで絶対電話するなってことで連絡はしておりません。以上です。

議 長 相談もできんだんな。

1 2番 電話したら叱られました。

議 長 それでは4番ですけれども、藤原委員。

藤原推進委員 この案件につきましては、○○○の方が○○○周辺で、黒ボクで白ネギを面積拡大したいという案件でございます。これにつきましては○○地内で、出し手が2戸、筆は密接する2筆でございますけれども約60アールで交渉を進めておられます。まだ契約自体には至っておりませんが、出し手側の2戸につきましては承諾をされております。以上です。

議 長 ありがとうございます。じゃあ、これは進めていくということですね。

藤原推進委員 はい。

議 長 ありがとうございます。次5番。

事務局 利用意向調査について、各地区の代表の方に調査表をお配りしておりますの

で、よろしく申し上げます。

その他についてです。今月でクールビスが終了になりますので、来月からネクタイの着用などお願いします。それから来年度の県外視察に、ご提案があれば、提案書の提出をお願いしたいと思います。最後に、特別研修会ですが、今回は参加人数に制限がありまして、新任の委員さんをお願いしたいと思います。11月19日の午後1時半からです。ご都合が悪いことがあるようでしたら、人数制限もありますので、早めに事務局へご連絡をいただきたいと思います。以上でございます。

議 長           ただ今その他の項でいろいろございましたが、皆さん方で何か質問、ご意見  
                  ございませんか。はい、鐵本委員。

9 番            さっきの議案の中でですが、耕作届の受理で、芝を作っておられるというこ  
                  とで、最近なのか、もっと前からなのかその辺を。

事務局           何年も前から芝生を植えておられたということです。

9 番            はい。

議 長            その他ございませんか。

                  (なしの声)

議 長            ないようですので、それでは本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後2時20分 閉 会 —